

今月のお知らせ

台風第19号関連支援

中小企業者に対し災害融資の 利子補給を行います

令和元年台風第19号による被災中小企業者の復興支援のため、災害融資を利用した企業者へ、借入実行日から5年間、利子の補給を行います。

災害融資を利用し、利子補給金を希望する場合は、産業商工課にお問い合わせください。

対象 市内に本社または主たる事業所を有し、令和3年3月31日までに災害融資を受けた中小企業者

利子補給対象の災害融資 宮城県経営安定資金(災害復旧対策資金、セーフティネット資金)、日本政策金融公庫の災害復旧貸付、マル経融資(令和元年台風19号関連)、大崎市中小企業振興資金(台風災害を理由とした融資のみ)

利子補給率 1.00パーセント以内

対象融資の限度額 1企業3,000万円

申請期限 令和2年中の融資:令和3月31日まで、令和3年中の融資:令和4年3月30日まで

申込 産業商工課に申し込み

問 産業商工課商工振興担当 ☎23-7091

医療保険、介護保険サービスの 免除期間を延長します

令和元年台風第19号により被災した場合、医療保険の一部負担金や、介護保険サービス利用者負担金が9月30日まで免除となります。詳しくは、各担当へお問い合わせください。

※3月31日までは口頭申告により免除されていましたが、4月1日以降は、

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策

例年、3月末から4月始めは、転入・転出などで窓口が大変込み合います。来庁せずにできる手続きの活用や、窓口への集中を避けるなど、皆さんの協力をお願いします。

住所異動届は、14日経過後も受け付けします

転入・転出・転居・世帯変更などの届け出について、事由が生じた日から14日経過後も受け付けます。

※通常は事由が生じた日から14日経過すると過料対象となりますが、感染症拡大防止のため、当分の間は過料などの対象となりません。

転出届は、郵送を推奨しています

既に他市区町村へ引越した人や、これから転出が確定している場合には、郵送による転出届を受け付けます。詳しくはお問い合わせください。

問 市民課住民記録担当 ☎23-6079

確定申告・市県民税申告の相談受付を4月16日(木)まで延長します

期間	場所	時間
4月16日(木)まで	市役所本庁舎3階 税務課内	午前:8時30分~11時受付(9時相談開始) 午後:11時~16時受付(13時相談開始)

※総合支所では受け付けていませんのでご注意ください。

問 税務課市民税担当 ☎23-2148

証明書(認定証)の提示が必要です。

共通事項

期間 9月30日(木)まで

対象 次のいずれかに該当する被保険者

- ① 住家が「全壊」「大規模半壊」「半壊」、またはこれに準ずる被災をした場合
- ② 主たる生計維持者が死亡した場合
- ③ 主たる生計維持者が重篤な傷病(1カ月以上の治療が必要と認められるもの)を負った場合
- ④ 主たる生計維持者が行方不明の場合
- ⑤ 主たる生計維持者が業務を廃止、または休止した場合
- ⑥ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合

その他 対象①のり災証明書を交付した人には、職権により免除証明書(認定

証)を発行し郵送

①医療機関などの一部負担金の免除

免除を受ける場合は、医療機関などの窓口で「一部負担金免除証明書」の提示が必要です。

申込 保険給付課または各総合支所市民福祉課に申し込み

②介護保険サービス利用者負担額の免除

免除を受ける場合は、介護サービス事業所の窓口で「介護保険利用者負担額免除認定証」の提示が必要です。

申込 高齢介護課または各総合支所市民福祉課に申し込み

問 ①保険給付課国民健康保険担当・後期高齢者医療担当 ☎23-6051

②高齢介護課介護給付担当 ☎23-6125

暮らし

移住のための住宅購入やリフォームを支援します

4月20日(月)から受け付けを開始します。申請の前に、手続きの進め方、補助の内容・要件などについて、必ずお問い合わせください。

※予算に達した時点で受け付けを終了します。

住宅新築・購入

市内に移住する若者世帯に、住宅の新築・購入費用を支援します。

補助金額 住宅ローンの10%(要件により限度額100万~190万円)

定員 先着30件程度

購入する住宅のリフォーム

市内に移住する若者世帯が、住宅を購入した場合に実施する住宅リフォーム工事を支援します。

補助金額 リフォーム工事費の3分の1(要件により限度額40万~90万円)

定員 先着2件程度

三世帯が居住するためのリフォーム

市外に住む若者世帯を迎え入れ、新たに三世帯(親・子・孫)が居住するための住宅リフォーム工事を支援します。

補助金額 リフォーム工事費の3分の1(要件により限度額75万~125万円)

定員 先着2件程度

問 建築住宅課住宅担当 ☎23-2108

固定資産課税台帳などの縦覧・閲覧ができます

共通事項

期間 4月1日(木)~6月1日(土・日曜日、祝日を除く)

場所 税務課土地担当・家屋担当、各総合支所市民福祉課税務担当
※代理人の場合は、本人自筆(法人は代表者から)の委任状が必要です。

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

土地または家屋の固定資産税の納税者は、他の固定資産と比較して、価格が適正かどうかの確認ができます。

対象 固定資産税の納税者

内容 土地価格等縦覧帳簿(所在、地番、地目、地積、価格)、家屋価格等縦覧帳簿(所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格)の縦覧

持ち物 固定資産税納税通知書または課税明細書(前年度分も可)、本人確認書類(運転免許証など)

固定資産課税台帳の閲覧

納税義務者は、本人の資産に対する記載部分(借地人・借家人などは、その使用や収益の対象となる部分のみ)を確認することができます。

対象 ①固定資産税の納税義務者

②借地人、借家人などの有償契約者

持ち物 固定資産税の納税義務者:固定資産税納税通知書または課税明細書(前年度分も可)、本人確認書類(運転免許証など) 借地人、借家人などの有償契約者:契約書、本人確認書類(運転免許証など)

問 税務課土地担当・家屋担当 ☎23-2148

鹿島台地域に都市計画用途地域を指定します

3月31日から、鹿島台地域内で都市計画用途地域を指定します。指定後は、用途地域ごとに建築物の建て方のルールが変わります。

用途地域指定の範囲などの詳細は、都市計画課にお問い合わせください。

告示日(効力発生日) 3月31日(木)
対象地区 鹿島台平渡地区、鹿島台広長地区、鹿島台木間塚地区の各一部
※市ウェブサイト(<http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/15,544,53,387.html>)にも掲載しています。

問 都市計画課都市計画担当 ☎23-8069

教育費を援助します

経済的な理由で小・中学生の教育費に困っている家庭に、市が助成する就学援助制度があります。

内容 学用品費、通学用品費、給食費、修学旅行費、校外活動費、新入学用品費の一部を助成

申込 各小中学校に備え付けの就学援助認定申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して各学校に提出
※前年度に援助を受けていた人も、引き続き援助を希望する場合は申請が必要です。

問 学校教育課学事担当 ☎72-5033

交通安全を心がけましょう

春の交通安全県民総ぐるみ運動を行います。

運動期間 4月6日(月)~15日(水)

交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(金)

運動の重点 ①横断歩道などで歩行者が横断する場合は、一時停止をして歩行者を優先しましょう ②70歳以上の運転者は、高齢者運転者標識(高齢者マーク)を表示しましょう ③自転車利用者は、周囲への注意力低下を招く運転はやめましょう ④飲酒運転が引き起こす事故の重大性・危険性を十分に自覚しましょう

問 防災安全課交通防犯担当 ☎23-5144

**新築・リフォーム
太陽光発電なら**

おかげさまで45周年
株式会社
菅原工務店

大崎市古川旭一丁目10-24(イオン古川店北隣)
0120-073-670

<http://www.sugawara-koumuten.com>

**アイム
に行こう!**

広告

常設展示場
CASATA II

古川土地ビル

アパマンショップ全国ネットワークで理想のお部屋へナビします

アパマンショップ古川駅前店

宅地建物取引業:宮城県知事免許(13)1000号(社)宮城県宅地建物取引業協会(社)全国宅地建物取引業保証協会(社)東北地区不動産公正取引協議会加盟

<http://www.yoitochi.com> 〒989-6162 宮城県大崎市古川駅前大通2丁目6番16号

株式会社 古川土地 TEL. 0229-23-8484

FURUKAWA-TOCHI 0120-2-8484-2(携帯・PHSからも通話可)

広告

創業 昭和47年
不動産と建設の総合力で
地域に貢献いたします。

アパマンショップ
株古川土地